

(b) 約束又は行動の内容

- 附属書 I 国は、国別総量目標を設定し、これを約束として達成する義務を負う。附属書 I 国は国別総量目標を国内措置により達成することを基本としつつ、柔軟性のある措置を補足的に活用できるものとする。また、土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)の取扱いについては、第一約束期間のルールとの継続性及び整合性を確保しつつ、適切に国別総量目標の一部として位置づける。
- 附属書 I 国の国別総量目標は、2013 年から 20XX 年までの期間に関し、
  - データが入手可能な最新の年を含む複数の年からの削減率
  - 排出総量自体で示す。

(c) 比較可能性の確保

- 附属書 I 国の国別総量目標は、すべての国別に緩和努力の比較可能性を確保して設定する(各国は、設定された国別総量目標について、個別に又は共同して履行することができる。)
- 附属書 I 国における緩和努力の比較可能性は、国別総量目標の設定において、国別に、セクターごとのエネルギー原単位や温室効果ガス(GHG)原単位等の指標を用いてセクターごとの削減量を積み上げるセクター別アプローチを活用し、限界削減費用、総削減費用の対 GDP 比等を考慮して確保する。
- 分析のためのセクターの分類としては、例えば、以下のとおりとすることが考えられる。
  - 鉄鋼、セメント、アルミ、発電、その他の産業、民生(業務、家庭)、運輸(貨物、旅客)、農業、LULUCF、廃棄物

(2) 途上国の行動

(a) 途上国の差異化

- 途上国は、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」の原則に従い、以下の 3 つのグループに分類する。
  - (i) 経済の発展段階及び対策の能力、世界全体の排出に与える影響等の観点から、一層の緩和のための行動が必要とされる国
  - (ii) 総排出量が極めて少なく、気候変動による悪影響に脆弱な国(後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国を含む。)
  - (iii) その他の途上国
- 上記の分類に当たっては、例えば(1)-(a)に掲げる指標等を用いて、総合的な検討を行った上で結論を出すこととする。

(b) 各分類における行動の内容

- 途上国の緩和のための行動については、(a)の分類ごとに、以下の内容を中心に

行動を検討すべき。

(a)-(i)の国

- 主要セクター(例えば、電力、鉄鋼、セメント、アルミ、交通)につき、単位活動量当たりの GHG 排出量又はエネルギー消費量について、各国の国情を踏まえ、拘束力のある目標を設定する。  
なお、これは、何らかの貿易制限措置につなげることを意図したものではない。
- エコノミーワイドの GDP 単位当たり GHG 排出量又はエネルギー消費量について、各国の国情を踏まえ、拘束力のある目標を設定する。なお、これに将来の活動予測を勘案した排出総量見通しを、参考値として示す。
- 国際的支援の下、上記目標に関する測定制度を整備し、データ収集、締約国会議への情報の提出及び専門家チームによる検証を受ける。
- 緩和のための政策措置を含む自発的な国家行動計画を締約国会議に提出する。締約国会議は国家行動計画を定期的にレビューする。

(a)-(ii)及び(a)-(iii)の国

- 緩和のための政策措置を含む自発的な国家行動計画を締約国会議に提出し、定期的にレビューする。

(3) 卒業

- 途上国の経済発展等の変化に伴い、ある国が(1)-(a)に掲げる指標等に照らしてより上位の分類の基準に達した場合は、締約国会議での決定により、当該国は上位の分類に移行する。
- ただし、各分類の基準に達しない場合でも、より上位の分類に自らを位置付けてより厳しい緩和のための約束又は行動にコミットしようとする国については、当該分類に位置付けることとする。

**3. 適応**

- 気候変動による悪影響に脆弱な 2.(2)(a)-(ii)の国に対する適応のための措置を強化する。既存の資金メカニズムの活用に加え、新たな資金需要への対応を検討する(「5.資金」参照)。

**4. 技術**

- 長期目標の実現に向け、関連の国際機関等とも連携しつつ、先進国は、意欲ある途上国とともに、研究開発投資の拡大、技術ロードマップの国際共有、国際連携の強化を通じて革新的技術開発を促進する。
- 2.(2)(b)に示す途上国の行動を支援するため、産業界等が参加するセクター別サブグループを設置し、技術移転の状況に関する情報共有、削減ポテンシャル分析、実績指標の策定、さらに定量的な評価を踏まえ、必要な支援策の検討を行う。この結果を、資

金メカニズム(「5. 資金」参照)による技術移転の支援に活用する。

## 5. 資金

(1) 各国の新たな資金的貢献は包括的に評価されるべきであり、様々な基準(UNFCCCの下での基金への拠出額、世銀の下にある基金等その他のマルチの枠組みへの拠出額、ODA 拠出額、各国が行う技術支援、開発投資額、市場を通じた投資額等)を用いた評価のあり方を検討すべき。

(2) 既存の資金メカニズムの改善

● 条約の下での既存の基金(SCCF 及び LDCF)には、現在一定額が拠出されているが、より有効な活用に向け、各々の評議会において、下記の観点を含む適切な改善のための議論を行うよう提案する。

- 手続の迅速化
- 地理的配分の衡平性の担保
- 脆弱国への重点的な対応
- 緩和(技術移転、キャパシティ・ビルディングを含む。)及び適応のバランスの確保
- 審査基準の適正化を通じた資金の適正な活用
- 事後評価の確保

(3) 新たな資金需要への対応

● 緩和及び適応の双方を対象とした新たな資金需要に関し、締約国からの拠出を含め、国際的な協力の下での対応を検討する。

(4) セクター別の緩和行動支援

- 途上国が行う国別に適切な行動を支援するメカニズムとして、セクター別クレジットメカニズムを検討する。
- セクター別の原単位改善やコベネフィット(省エネ、大気汚染削減等)のある対策等に関連した技術導入・投資への民間融資促進のあり方やその他の制度(ラベリング等)を検討する。

## 6. 発効要件

● 実効的な枠組みが実現されるよう、新たな枠組みの発効要件につき検討する。

(参考:日本が既に提出しているサブミッション)

- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.1/Add.1 p.3~11
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.2 p.13~39
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.4 p.8~16
- FCCC/AWGLCA/2008/MISC.4/Add.1 p.8~9

(了)

平成20年10月14日

日本政府代表团

## 気候変動に関する非公式閣僚会合 ～ 概要と評価 ～

### 1. 会合の概要

#### (1) 日程・場所

10月13～14日 於：ポーランド・ワルシャワ

#### (2) 出席者等

参加国：約40の国及び地域（注：国名は末尾に記載）

議長：ノヴェツキ・ポーランド環境大臣

日本：古屋地球環境問題担当大使、竹本環境省地球環境審議官、有馬経済産業省審議官、赤堀農水省管理官 他

#### (3) 会合の構成

13日及び14日午前の一日半で、本年末のCOP14（於：ポーランド・ポズナニ）で目指すべき成果、来年末のCOP15（於：デンマーク・コペンハーゲン）に向けた道筋、共有のビジョンのあり方、さらには昨今の国際的金融危機と気候変動との関係等を中心に意見交換が行われた。

### 2. 議論の概要

#### (1) COP14で目指すべき成果

- COP14について、条約特別作業部会（AWG-LCA）議長のとりまとめ文書を基に本格的な交渉をスタートさせること、そのための来年の作業計画を作成することが重要な成果となるとの指摘が多くの国からあった。我が国からもこれらの指摘に加え、交渉を進展させるための政治的メッセージを発することが重要と主張した。さらに、途上国から資金や技術移転、適応基金の運用開始などが成果となりうるとの言及があった。他方、将来枠組みの交渉に関する事項はパッケージとして合意されるものであるため、COP14での成果とはなりにくい、来年の交渉においても、緩和、適応、資金、技術等を案件ごとに順次決着するのではなく、一体的に議論できるよう、作業計画に柔軟性を持たせるべきとの見解も示された。
- 共有のビジョンをCOP14における閣僚ラウンドテーブルで議論するとの考えに多くの国が賛意を示した。我が国からは、G8で合意された2050年の半減目標を紹介し、この長期目標を国連の場で採択することの必要性

を訴えた。その他にも、様々な国から長期目標と中期目標、技術移転、資金などとの関係について言及があった。途上国からは長期目標を議論するためには先進国が野心的な中長期の目標に約束すると同時に、資金、技術援助を予見可能性のある形で行うことが前提であるとの見解が示された。

## (2) COP15に向けた道筋

- 交渉の政治的なモメンタムを維持するためにも、来年半ばに非公式な閣僚会合を開催してはどうかとの提案があった。また、意味ある成果を生むためにも、主要国のリーダーシップが不可欠であるとの指摘があった。我が国からは、2つの作業部会を補完的に進めていくべきこと、産業界などを巻き込みながら議論を進めていくことなどを主張した。
- COP15での合意に向けて、途上国の差異化について検討することの重要性についても議論があった。我が国からは、先般条約事務局に提出した日本提案に基づき、途上国の差異化の必要性につき説明した。他の先進国からも、能力に応じて参加することの重要性を指摘する発言があった。他方、途上国からは、差異化に慎重な声もあった。
- セクター別アプローチについては、日本からその有用性について説明したことに加えて、いくつかの国から技術移転を進める上で有用、さらに重要な課題としてCOP14で議論すべきとの指摘があった。
- また、途上国の活動を支援する上で、資金的仕組みの検討、炭素市場の役割などについて議論された。
- 気候変動による悪影響に脆弱な国は、対策の喫緊性を再認識すべきと強調した。

## (3) 金融危機と気候変動

- 金融危機と気候変動問題については、多くの先進国及び途上国から、気候変動は長期的な課題であり、現在の金融危機によって対策が遅れるようなことがあってはならないとの認識が示され、気候変動対策のモメンタムを維持していくことについて一致した。

## (4) COP14の関連会合

- 議長から、COP14の関連会合として11月27～28日にセクター別行動に関する産業大臣会合を、12月9～10日に財務大臣会合を開催するとの報告があった。

### (5) 主要国との二国間会談

- 我が国は、主要国（米国、EC、英国、デンマーク、ポーランド、インド、南ア等）との二国間会談を行った。会談では、先進国側から日本の差異化に関する提案について一定の支持が得られた。また、セクター別アプローチの有用性などについて意見交換を行った。

### 3. 評価

- 今次会合において、COP14はCOP15を成功させる上で重要なプロセスの一部であり、交渉を前進させるためにも政治的に前向きなメッセージを発するべきとの共通認識が得られたことは、有益な成果。
- 特に昨今の国際的金融危機が気候変動対策の障害とすべきでないとの点で一致したことは、今後の交渉のモメンタムを維持する成果として評価できる。
- 共有のビジョンについては、バリ行動計画に従って交渉を進める上で、重要な基礎となるものであり、COP14において閣僚間で議論することについて賛意が示されたことは重要。他方、途上国は、共有のビジョンの下で長期目標だけでなく、中期目標、資金、技術、適応など幅広い論点を取りあげるべきと主張し、今後、どのようにして議論を収れんさせていくかが課題。
- 途上国の差異化については、今次会合の明示的な議題ではなかったこともあり、支持する国と慎重な立場の国の双方から意見が示されたが深い議論はなかった。
- セクター別アプローチについては、全体会合に加え、バイ会談においても、その有用性に触れる発言があったことは有意義。また11月末の産業大臣会合でセクター別アプローチを議論し、その成果がCOP14に報告されることはセクター別アプローチに関する理解の更なる促進に貢献。
- 今後は、実効ある枠組みの実現に向けて、我が国の包括的提案について引き続き各国の賛同が得られるよう努めつつ、国際交渉において主導的役割を果たしていく。

#### (参考：参加国及び地域)

米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ノルウェー、ドイツ、英国、フランス、デンマーク、スウェーデン、イタリア、オランダ、スペイン、チェコ、EC、ウクライナ、ハンガリー、スイス、アンティグア・バーブーダ、アルジェリア、アルゼンティン、バルバドス、ブラジル、バハマ、中国、コスタリカ、グレナダ、インド、インドネシア、モルディブ、メキシコ、フィリピン、韓国、サウジアラビア、シンガポール、南ア、タンザニア、ツバル

(了)

## 京都議定書目標達成計画の概要

(平成20年3月28日全部改定)

京都議定書が2005年2月に発効し、同議定書では、我が国について温室効果ガスの6%削減が法的拘束力のある約束として定められている。

政府は、従来、地球温暖化防止行動計画(1990年)、地球温暖化対策に関する基本方針(1999年)、地球温暖化対策推進大綱(1998年、2002年)を定めるなど、地球温暖化対策を推進してきた。

2002年の地球温暖化対策推進大綱は、2004年にその評価・見直しをすることとしていた。また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)は、京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めることとしている。

これを受けて、地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、2005年4月、同大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」(本計画)を策定した。

地球温暖化対策推進法は、平成19年において、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加え、その結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに変更しなければならない(第9条)としている。2008年3月、これを受けて本計画の全体を改定した。

### 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

#### ○ 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。21世紀が「環境の世紀」とされ、地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、我が国は、他国のモデルとなる世界に冠たる環境先進国家として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たしていく。

#### ○ 地球温暖化対策の基本的考え方

温室効果ガスの排出は経済活動と国民生活に密接に関連していることから、「環境と経済の両立」という基本的考え方に立って、地球温暖化対策を大胆に実行する。世界をリードする環境立国を目指し、革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくりを推進するとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の参加と連携を図り、そのための透明性の確保、情報の共有を図る。多様な政策手段を活用して対策の推進を図るとともに、対策の定量的な評価・見直し等進捗管理を強化することにより、6%削減約束の達成を確実なものとする。また、地球温暖化対策の国際的連携を確保する。

## 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

### 1. 温室効果ガス

本計画においては、温室効果ガス別に以下のとおり第1約束期間における排出抑制に関する目標を設定する。

表 2010年度の温室効果ガス排出量の目安

	基準年	2005年度		2010年度の排出量の目安 <sup>(注)</sup>	
	百万 t-CO <sub>2</sub>	百万 t-CO <sub>2</sub>	基準年 総排出量 比	百万 t-CO <sub>2</sub>	基準年 総排出量 比
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,059	1,201	+11.3%	1,076~1,089	+1.3%~+2.3%
産業部門	482	452	-2.3%	424~428	-4.6%~-4.3%
業務その他部門	164	239	+5.9%	208~210	+3.4%~+3.6%
家庭部門	127	174	+3.7%	138~141	+0.9%~+1.1%
運輸部門	217	257	+3.1%	240~243	+1.8%~+2.0%
エネルギー転換部門	68	79	+0.9%	66	-0.1%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、 N <sub>2</sub> O	151	140	-0.9%	132	-1.5%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	85	91	+0.4%	85	-0.0%
CH <sub>4</sub>	33	24	-0.7%	23	-0.9%
N <sub>2</sub> O	33	25	-0.6%	25	-0.6%
代替フロン等3ガス	51	18	-2.6%	31	-1.6%
HFC	20	7	-1.0%	22	+0.1%
PFC	14	6	-0.6%	5	-0.7%
SF <sub>6</sub>	17	4	-1.0%	4	-1.0%
温室効果ガス排出量	1,261	1,359	+7.7%	1,239~1,252	-1.8%~-0.8%

※上記の表は四捨五入の都合上、各欄の合計は一致しない場合がある。

(注) 排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

### 2. 温室効果ガス吸収源

京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、我が国の森林経営による吸収量として気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)で決定された1,300万t-C(4,767万t-CO<sub>2</sub>、基準年総排出量比約3.8%)程度の吸収量の確保を目標とする。

### 3. 京都メカニズム

京都議定書の第1約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量(温室効果ガス吸収量控除後の排出量とする。)と



の差分については、京都メカニズムを活用することを目標とする。

なお、温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源の目標のうち、第1約束期間において、目標の達成が十分に見込まれる場合については、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に対策を推進するものとする。

※ 本計画策定時点の各種対策の効果を踏まえた各ガスの排出量見通しを踏まえれば、差分は基準年総排出量比1.6%となるが、各種対策・施策の効果、経済動向等により、変動があり得る。

表6 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策の全体像

や低炭素型の都市・地域形成 社会経済システム	<b>低炭素型の都市・地域デザイン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆集約型・低炭素型都市構造の実現</li> <li>◆街区・地区レベルにおける対策</li> <li>◆エネルギーの面的な利用の推進</li> <li>◆各主体の個々の垣根を越えた取組</li> <li>◆緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化</li> <li>◆住宅の長寿命化の取組</li> </ul>
	<b>低炭素型交通・物流体系のデザイン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆低炭素型交通システムの構築</li> <li>◆低炭素型物流体系の形成</li> </ul>
部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策	<b>産業部門（製造事業者等）の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業界における自主行動計画の推進・強化</li> <li>◆省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造分野における省エネ型機器の普及</li> <li>○建設施工分野における低燃費型建設機械の普及</li> </ul> </li> <li>◆エネルギー管理の徹底等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底</li> <li>○中小企業の排出削減対策の推進</li> <li>○農林水産業における取組</li> <li>○産業界の民生・運輸部門における取組</li> </ul> </li> </ul>
	<b>業務その他部門の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業界における自主行動計画の推進・強化</li> <li>◆公的機関の率先的取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の率先的取組</li> <li>○地方公共団体の率先的取組</li> <li>○国・地方公共団体以外の公共機関の率先実行の促進</li> </ul> </li> <li>◆建築物・設備・機器等の省CO<sub>2</sub>化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の省エネルギー性能の向上</li> <li>○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化</li> <li>○エネルギー管理システムの普及</li> <li>○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援</li> <li>○トップランナー基準に基づく機器の効率向上</li> </ul> </li> <li>◆エネルギー管理の徹底等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底</li> <li>○中小企業の排出削減対策の推進</li> <li>○上下水道・廃棄物処理における取組</li> </ul> </li> <li>◆国民運動の展開</li> </ul>
	<b>家庭部門の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆国民運動の展開</li> <li>◆住宅・設備・機器等の省CO<sub>2</sub>化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の省エネルギー性能の向上</li> <li>○エネルギー管理システムの普及</li> <li>○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援</li> </ul> </li> <li>○トップランナー基準に基づく機器の効率向上</li> </ul>
	<b>運輸部門の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自動車・道路交通対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車単体対策の推進</li> <li>○交通流対策の推進</li> <li>○環境に配慮した自動車使用の促進</li> <li>○国民運動の展開</li> </ul> </li> <li>◆公共交通機関の利用促進等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関の利用促進</li> <li>○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進</li> </ul> </li> <li>◆テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進</li> <li>◆産業界における自主行動計画の推進・強化</li> <li>◆物流の効率化等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○荷主と物流事業者の協働による省CO<sub>2</sub>化の推進</li> <li>○モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進</li> <li>○グリーン経営認証制度の普及促進</li> </ul> </li> </ul>
	<b>エネルギー転換部門の取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業界における自主行動計画の推進・強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減</li> </ul> </li> <li>◆エネルギーごとの対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力発電の着実な推進</li> <li>○天然ガスの導入及び利用拡大</li> <li>○石油の効率的利用の促進</li> <li>○LPGガスの効率的利用の促進</li> <li>○水素社会の実現</li> </ul> </li> <li>◆新エネルギー対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○新エネルギー等の導入促進</li> <li>○バイオマス利用の推進</li> <li>○上下水道・廃棄物処理における取組</li> </ul> </li> </ul>

## 地球温暖化対策及び施策

### 1. 温室効果ガスの排出削減対策・施策

#### ① エネルギー起源二酸化炭素

以下の6つの基本的考え方に基づき各種対策・施策を実施する。

- 点から面へ
- 主体間の垣根を越える
- 需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ
- 原単位の改善に重点を置いたアプローチ
- 排出量の増大要因に対応した効果的な取組
- 国民全体のライフスタイル・ワークスタイルの変革

#### ② 非エネルギー起源二酸化炭素

- 混合セメントの利用の拡大
- 廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進
- 国民運動の展開  
(後掲：3Rの推進等に係るもの)

#### ③ メタン・一酸化二窒素

##### ア. メタン (CH<sub>4</sub>)

- 廃棄物の最終処分量の削減等
- 水田の有機物管理・水管理の見直し

##### イ. 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

- アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置
- 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化
- 一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等
- 施肥量の適正化・低減

#### ④ 代替フロン等3ガス (HFC、PFC、SF<sub>6</sub>)

- 産業界の計画的な取組の推進
- 代替物質等の開発等及び代替製品の利用の促進
- 冷媒として機器に充填されたHFCの法律に基づく回収等

## (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

### ① 森林吸収源対策

- 健全な森林の整備
- 保安林等の適切な管理・保全等の推進
- 国民参加の森林づくり等の推進
- 木材及び木質バイオマス利用の推進

### ② 都市緑化等の推進

## 2. 横断的施策

### (1) ポリシーミックスの活用

- 経済的手法
- 国内排出量取引制度
- 環境税

### (2) 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

### (3) サマータイムの導入

### (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

### (5) 事業活動における環境への配慮の促進

### (6) 国民運動の展開

- 情報提供・普及啓発
- 環境教育等

## 3. 基盤的施策

### (1) 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備

### (2) 地球温暖化対策技術開発の推進

### (3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

### (4) 地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進

## 京都メカニズムに関する対策・施策

### 1. 京都メカニズム推進・活用の意義

京都議定書の約束を確実に、かつ費用対効果を考えて達成するためには、京都メカニズムについて、国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、必要なクレジットを取得する。

## 京都議定書目標達成計画の進捗管理

### 1. 基本的考え方

本計画の実効性を確保し、京都議定書の6%削減約束を確実に達成していくためには、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、個別の対策・施策の進捗状況について、各種データの整備・収集を図りつつ、厳格に点検し、機動的に計画を改定し、対策・施策の追加・強化を行うことが不可欠である。

本計画では、削減約束の遵守を確実にする観点から、約束期間の5年間全体を通して削減約束の達成の進捗管理を行うことが重要となる。5年間の約束期間において、対策が遅れば遅れるほど、6%達成約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならないことに留意が必要である。

### 2. 進捗管理方法

第1約束期間が開始されたことを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行う。正確な点検のためには最新の状況を把握することが必要であることから、各府省庁は、対策評価指標、排出削減量、関連指標等（以下「対策評価指標等」という。）の点検を行うために必要な実績値の算出等の早期化に努める。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

(平成20年6月13日 法律第67号)

### 1. 法律改正の必要性

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」では、排出量が伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であるとされており、京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、

- [1]最終報告に盛り込まれた追加的削減効果を確実に担保すること、
- [2]既存対策の対策下位ケースから対策上位ケースへの更なる底上げを確保する等、追加的削減効果の上積みを実施すること、
- [3]既存対策を不足なく確実に実施すること、

が不可欠な状況にある。今般の温対法改正では、そのために必要な諸施策の導入を図るものである。

### 2. 法律の概要

#### (1) 地方公共団体実行計画の充実

(改正後の(以下同じ)第20条の3、第20条の4)

地方公共団体実行計画の中で、都道府県、指定都市、中核市及び特例市(都道府県等)は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることとする。

#### (2) 排出抑制等指針の策定 (第20条の5、第20条の6及び第21条)

事業者は、事業活動に伴う排出の抑制等のために必要な措置及び情報提供等国民の取組に寄与する措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣(環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣)は、排出抑制等指針を策定する。指針において、事業者に対して、排出原単位(床面積など経済活動の量を代表するものの単位量当たりの排出量)による水準や取組内容を用途区分ごとに示すこととする。

#### (3) 温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し (第21条の2)

[1]事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告の導入

算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告に変更することとする

る。また、内訳として、これまで報告のあった一定規模以上の事業所については、排出量を報告しなければならないこととする。

[2] 京都メカニズムクレジット等の評価

国は、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び政府への移転、国内における他者の排出抑制への協力等を促進するよう配慮することとする。

**(4) 二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供 (第21条の11)**

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないこととする。

**(5) 地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の見直し (第23条、第24条)**

現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターを指定すること、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することを可能とすることとする。

また、地方公共団体実行計画の達成のために都道府県等が行う施策に対して、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センターは必要な協力をすることとする。

**(6) 新規植林・再植林CDM事業によるクレジットの補填手続の明確化**

**(第34条、第34条の2、第40条の2)**

クリーン開発メカニズム (CDM) 事業により発行されるクレジットのうち、新規植林・再植林CDM事業から発生するクレジットに係る国際合意上の補填義務について、国内法上、当該義務の主体、履行方法等の補填手続を定めることとする。

**(7) 温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進 (第42条の2)**

政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量が少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3. 施行期日

平成21年4月1日（平成21年度から企業単位・フランチャイズ単位での算定を開始し、平成22年度からその報告を開始する。）。

(4)、(5) については、公布日。

(2)、(3) については、公布日から6月以内の政令で定める日。

(6) については、公布日から1年以内の政令で定める日。



# 低炭素社会づくり行動計画 ポイント

## <項目>

1. 我が国の目標
2. 革新的技術開発
3. 既存先進技術の普及
4. 国全体を低炭素化へ動かす仕組み
5. 農山漁村の活躍、都市や地域づくり、環境教育
6. 国民運動

## 行動計画の構成

### はじめに

#### I 我が国の目標

- 1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり
- 2 国別総量目標の設定
- 3 世界各国の取組に対する支援

#### II 革新的技術開発と既存先進技術の普及

- 1 革新的技術開発
- 2 既存先進技術の普及

#### III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み

- 1 排出量取引
- 2 税制
- 3 見える化
- 4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備

#### IV 地方、国民の取組の支援

- 1 農林水産業の役割を活用した低炭素化
- 2 低炭素型の都市や地域づくり
- 3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み
- 4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ

# 1. 我が国の目標

## <長期目標>

- ・ 2050年までに現状から60～80%の削減を行う。

## <中期目標>

- ・ 来年のしかるべき時期に国別総量目標を発表する。

## <世界各国の取組に対する支援>

- ・ 5年間累計100億ドル程度の資金供給を可能とするクールアース・パートナーシップを推進。(気候変動対策円借款を新たに制度設計し、2008年7月、第一弾として、インドネシアに対して総額約308億円を上限とする円借款の供与を決定。また、アフリカ諸国に対しては、「日・アフリカ・クールアース・パートナーシップ」を呼びかけ、政策協議を継続。その他、ツバル、ラオス等その他の途上国との間での取組も引き続き積極的に推進。)
- ・ 7月1日、世界銀行に気候投資基金を設立。早期に基金の運営を開始し、積極的に関与。